

南市生第1222号
令和7年 月 日

各区長、自治会長 様

南城市長 古謝 景春
(公 印 省 略)

南城市環境クリーン推進員の委嘱状交付について

みだしのことについて、南城市ではごみの排出抑制や散乱防止に努め、快適な生活環境の保全を図るため、各字に1名の環境クリーン推進員を設置しております。平成27年度より各区長、自治会長へ委嘱して取り組んでおりますので、住みよい環境づくりのために本年度もご協力よろしくお願い致します。

【添付資料】

- 委嘱状
- クリーン推進員の活動（裏面）

【お問合せ】

南城市役所 生活環境課 宮城
住所：南城市佐敷字新里1870番地
電話：098-917-5318
FAX：098-917-5426
mail：seikatsu@city.nanjo.okinawa.jp

南城市環境クリーン推進員の活動

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な分別と資源化を推進し、廃棄物の散乱の防止に努め、自然及び快適な生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ります。

(1) 排出抑制の推進

- 買い物にエコバックを率先して使用する。
- 紙コップや割り箸等の使い捨ての物の使用を控える。
- 食べ残し等のない生活を心がける。
- 修理して長く使うようにして物を大切にする生活を心がける。
- リユースショップやフリーマーケット等を活用する。
- 家庭での生ごみの水切り運動の周知等への協力

以上の取組を区民にも広めるよう努める。

(2) リサイクルの推進

- 生ごみの堆肥化等の工夫を行う。
- 資源化できるごみは積極的に資源回収や分別収集に出す。
- リサイクル製品を積極的に使用するよう心がける。
- 資源化物（古紙・空き缶）無断持ち去りに対する監視パトロールへの協力。

(3) 普及啓発活動の推進

- 市が行う施策や PR 活動に協力する。（チラシ等の配布）

(4) 分別排出の推進

- ごみの分別排出ルールを守り、ごみ散乱のない地域づくりに努める。

(5) ごみの不法投棄防止に関すること。

- 不法投棄を発見したら市へ連絡して、互いに連携をとって不法投棄のない地域づくりに努める。

※1,000 円/月の報償をお支払い致します。

（区長委託料振込口座と同口座へお支払い）